

三方五湖

みかたごこ

福井県若狭町、美浜町



①南側から見た三方五湖

[登録番号] 1549

[登録年月日] 2005年11月8日

[面積] 1,110ha

[湿地のタイプ] O:永久的な淡水湖沼(8haより大きい)。大きな三日月湖を含む、Q:永久的な塩水、汽水、アルカリ性湖沼

[保護の制度] 国定公園特別地域

[国際登録基準] 7、8

湿地の概要

三方五湖は、福井県の西岸、若狭湾に面したリアス式海岸にある、タイプが違う大小五つの湖である。常神(つねがみ)半島の付根にあって、周囲を標高395mの梅丈岳(ばいじょうだけ)などのゆるやかな丘陵に囲まれている。五つの湖はすべて水路でつながっているが、それぞれの塩分濃度、面積、水深が異なり、淡水魚、

汽水魚、回遊魚など多様な魚類が生息しており、日本固有の魚種も多く見られる。湖とその周辺は、ヨシ・マコモ群落やヒシ・ヒルムシロ群落を主体とする水生・湿性植物群落で構成されている。

水質の違いによって水の色が微妙に違って見えるため、「五色の湖」といわれている。



湿地にかかわる動植物

三方五湖は、五つの湖から構成されており、それぞれの湖は水路によって結ばれていることから、多様な魚類が生息する。海からもっとも離れた南側にある三方湖(みかたごこ)は、南側の上流部からは河川が流入する淡水湖であり、ハスやナガブナ、コイ、フナ、モロコ、ワカサギ、ウナギなどの淡水魚が生息する。三方湖とつながる水月湖(すいげつこ)は、淡水と海水のまじった汽水湖である。菅湖(すがこ)と久々子湖(くぐしこ)も汽水湖だが、水月湖、菅湖、久々子湖の順で塩分濃度は上がっていく。久々子湖は、満潮時には日本海から海水が逆流するため、高濃度の塩水になる。日向湖(ひるがこ)は完全な海水湖である。コノシロ、サッパ、ウルメイワシ、サヨリなどの海水魚が生息している。このようにタイプの違う五つの湖からな

る三方五湖には、多様な魚類が生息するが、なかでもハス、タモロコ、イチモンジタナゴ、ナガブナなど日本の固有種が多く生息する点で、貴重な湖である。



③ニホンウナギ



②シジミ漁



④湖でとれたシジミ

保全・管理の取組

三方五湖の自然は、農業や漁業、文化など豊かな恵みをもたらしてきた。近年、豊かだった三方五湖の自然環境は急速に損なわれてきていることから、2011年5月に、三方五湖周辺流域とその周辺地域において、多様な主体によって自然再生を実現するため、三方五湖自然再生協議会が設立された。魚介類の生息に適し

た自然護岸の再生、水田養魚田の取組拡大、ブラックバス、ブルーギル等の外来生物の駆除やヒシの除去対策、濁水防止、無農薬等による環境に優しい農法、環境教育プログラムの企画・実施、シジミの生息環境整備等に関すること等、複数の部会に分けて様々な協議や活動が行われている。



⑤たたき網漁

ワイズユースの取組

人々の生活の歴史は古く、三方湖畔の鳥濱貝塚では、およそ12,000年前の生活を示す土器などが出土している。若狭三方縄文博物館では復元した丸木舟や石斧の展示、鳥濱貝塚の出土遺物を中心に、縄文時代の技術・暮らし・文化を紹介している。

水月湖は、直接流れ込む河川がなく、湖底に生物が生息していない等の理由で年縞が形成される環境として理想的な湖である。湖底がかき乱されることがなく、美しい縞模様は7万年もの間形成され続けている。福井県年縞博物館では、7万年分、45メートルの水月湖年縞を展示し

ている。

若狭湾国定公園の豊かな海の自然を学び、体験することを目的とした福井県海浜自然センターは、三方五湖の各湖ごとに生息する生きものを展示している。美浜町・若狭町の生きものや自然に関心がある小学校1年生から中学校3年生で構成する三方五湖子どもラムサークルクラブが活動し、伝統的漁業と森里川海(湖)の連環を体感できる自然環境学習プログラムの提供により、生態系の理解醸成を図り三方五湖の自然再生の担い手確保に繋げている。



⑥福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館



⑦若狭三方縄文博物館の常設展示

関連自治体

若狭町役場 ☎0770-45-1111 / 美浜町役場 ☎0770-32-6703

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

- 基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。
- 基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。
- 基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。
- 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。
- 基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。
- 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。
- 基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。
- 基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。
- 基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類:魚、エビ、カニ、貝類

三方五湖(みかたごこ)

発行:環境省自然環境局野生生物課 編集協力:日本国際湿地保全連合 デザイン:安部彩野デザイン事務所
写真提供:美浜町(①②④)、日本国際湿地保全連合(③)、若狭町(⑤⑥⑦)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03